

# 理解度確認テスト (問題用紙)

## 注意事項

- テストを解答するときに、「市民後見人養成テキスト」「レジュメ集1・2・3」「本講座で配布された資料」「自分で作成したノート等の資料」を参照することができます。(それ以外の資料を参照することはできません。)
- 問題用紙は、テストが開始されるまでページを開かないようにしてください(問題文を見ないようにしてください)。
- 解答は、問題用紙ではなく解答用紙に記入してください。テスト終了後、解答用紙のみを回収いたします(問題用紙はお持ち帰りください)。
- テストの解答時間は60分です。
- 解答方式は次の2つからなっています。
  - (1) 2択方式(○×方式)  
問題文の内容が正しければ○を、間違っていれば×を解答用紙に記入してください。
  - (2) 5択方式(5つの選択肢の中から1つを選択)  
1~5の選択肢の中から、正解の選択肢を1つ選んで、その番号を解答用紙に記入してください。
- 各問の配点は解答用紙に記載しています(合計100点です)。
- テストの内容は、1月24日・25日の講義を受講していなくても、解答可能な内容となっています。
- 不正行為は決して行わないでください。(不正が認定された場合、本テストの得点は0点となります。)

- 本テストにおいて、次の用語を用います。
  - 後見人＝ 成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人 の総称
  - 成年後見人等＝ 成年後見人、保佐人、補助人 の総称
  - 成年被後見人等＝ 成年被後見人、被保佐人、被補助人 の総称
  - 本人＝ 成年被後見人、被保佐人、被補助人(あるいは、それらになり得べき者)、および任意後見契約の委任者 の総称
  - 監督人＝ 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人 の総称
  - 成年後見監督人等＝ 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人 の総称
  - 後見開始の審判等＝ 後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判 の総称

### 問1

最高裁判所（「成年後見関係事件の概況（2025年）」）によると、2024年における成年後見制度（成年後見、保佐、補助、任意後見）の利用者の総数は、およそ [       ] である。

空欄に最もよく当てはまる選択肢の番号を選択せよ。【2点】

- (1) 5万人
- (2) 25万人
- (3) 45万人
- (4) 65万人
- (5) 85万人

### 問2

次のうち、成年後見制度全般に関する説明として正しいものはどれか。最も適切な選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

- (1) 現在の日本の成年後見制度は、2009年に「成年後見制度の創設に関する法律」が新たに制定されることにより成立し、その翌年に介護保険制度と同時に施行された。
- (2) 最高裁判所（「成年後見関係事件の概況（2025年）」）によると、2024年に成年後見人等に選任された人の構成割合について、成年後見人等選任数全体に占める専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）の割合は、およそ30%である。
- (3) 一般に、後見人が後見事務を行う際に依拠すべきとされている3つの基本理念は、「自己決定の尊重」「意思決定の支援」「身上保護の重視」と言われている。
- (4) 後見人は、善良な管理者の注意（自己のためにするのと同じの注意）をもって、後見事務を行わなければならない。
- (5) 後見人は、本人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態および生活の状況に配慮しなければならない。

### 問3

成年後見制度を利用する予定の本人について診断書を取得したところ、本人は「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」と診断された。この場合、特に他に考慮すべき事情がない限り、申立人は家庭裁判所に保佐開始の審判の申立てを行うのが一般的である。○か×か？【2点】

#### 問4

補助開始の審判の申立てがなされたとき、家庭裁判所は、法律上、本人が〔① 〕の障害により、〔② 〕する能力が〔③ 〕について、補助開始の審判を行うことができる。

①、②、③の空欄に当てはまる語句の組み合わせとして、最も適切な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

- (1) ①心身、 ②事理を弁識、 ③著しく不十分である者
- (2) ①精神上、 ②意思を疎通、 ③不十分である者
- (3) ①精神上、 ②事理を弁識、 ③不十分である者
- (4) ①心身、 ②意思を疎通、 ③不十分である者
- (5) ①精神上、 ②事理を弁識、 ③著しく不十分である者

#### 問5

身寄りのないA（本人）は知人Bと任意後見契約を締結し、Aが65歳になる前に本契約を発効させた。この状況で、A（本人）について後見開始の審判を申し立てるとき、法律上、家庭裁判所に対して申立てを行うことができない者は次のうちどれか。最も適切な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

- (1) 本人
- (2) 任意後見人
- (3) 任意後見監督人
- (4) 市区町村長
- (5) 上記の者は全員申し立てることができる

#### 問6

後見開始の審判等について家庭裁判所に不服申立てをしたい場合、申立権者は、当該審判の告知がなされた日から〔① 〕以内であれば、当該審判に対して〔② 〕を行うことができる。また、成年後見人等の選任の審判については、当該抗告を〔③ 〕。

①、②、③の空欄に当てはまる語句の組み合わせとして、最も適切な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

- (1) ①1週間、 ②特別抗告、 ③行うことができる
- (2) ①1週間、 ②即時抗告、 ③行うことはできない
- (3) ①1週間、 ②即時抗告、 ③行うことができる
- (4) ①2週間、 ②即時抗告、 ③行うことはできない
- (5) ①2週間、 ②特別抗告、 ③行うことができる

### 問7

次のうち、法律上の欠格事由により、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）になることができない者はどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

- (1) 成年後見人等を解任されたことがある人
- (2) 精神障がい者
- (3) 不正な行為や著しい不行跡がある人
- (4) 本人から訴訟をされた人
- (5) 本人と利益相反の関係にある人

### 問8

次の各審判を、本人以外の申立権者が申し立てるとき、本人の同意が不要な審判はどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

- (1) 保佐開始の審判
- (2) 成年後見人に同意権を付与する審判
- (3) 保佐人に代理権を付与する審判
- (4) 補助人に代理権を付与する審判
- (5) 補助人に同意権を付与する審判

### 問9

次のうち、制限行為能力者でない者はどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人
- (3) 被保佐人
- (4) 補助人に同意権を付与する審判がなされた被補助人
- (5) 上記の者はすべて制限行為能力者である

### 問10

被保佐人が保佐人の同意を得ずに自己の不動産を売却した。この場合、本人（被保佐人）、保佐人、保佐監督人、家庭裁判所のうち、法律上の取消権者として当該行為を取り消すことができる者は次のうちどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

- (1) 本人のみ
- (2) 保佐人のみ
- (3) 本人と保佐人
- (4) 保佐人と保佐監督人
- (5) 保佐人と家庭裁判所

### 問11

補助人が利益相反に当たる代理行為を行う必要が生じた場合、補助監督人が選任されているときは当該補助監督人が代理行為を行うが、補助監督人が選任されていないときは、補助人は家庭裁判所に臨時補助人の選任を申し立てなければならない。○か×か？【2点】

### 問12

次のうち、本人の法律行為について、成年後見人等が代理権を（確定的に有効な行為として）行使できるとされている行為はどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

- (1) 自己契約
- (2) 医療同意
- (3) 遺言
- (4) 利益相反行為
- (5) 上記すべてについて代理権を（確定的に有効な行為として）行使できない

### 問13

次のうち、本人が死亡して後見等（後見・保佐・補助・任意後見）が終了したときに、後見人が行うべき事柄に関する説明として正しいものはどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

- (1) 成年被後見人等が死亡したときは、家庭裁判所が東京法務局に対して後見等の終了登記の嘱託を行うため、成年後見人等は当該登記の申請を行う必要はない。
- (2) 本人が死亡した場合、後見人の代理権は消滅するため、急迫の事情があっても相続財産の保存行為等の事務を行うことはできない。
- (3) 後見等の終了後、本人に相続人がいる場合、成年後見人等は、それまで管理していた本人の財産を相続人に引き渡すことになるが、相続人がいないか存否や所在が不明な場合は、家庭裁判所にその財産を引き渡さなければならない。
- (4) 成年被後見人の死亡後、相続人が反対している場合であっても、成年後見人は家庭裁判所の許可を得たうえで埋火葬を行うことができる。
- (5) 任意後見において、任意後見契約と共に死後事務委任契約も締結していた場合、受任者は本人の死亡後もその死後事務委任契約に基づいて死後事務を行うことができる。

#### 問14

任意後見監督人選任の審判の申立てがなされたとき、家庭裁判所が当該審判をすることができるのは、次のうちのどの場合か。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【5点】

- (1) 任意後見受任者が成年後見人等の欠格事由に該当している場合
- (2) 任意後見受任者に不正な行為や著しい不行跡がある場合
- (3) 本人が意思表示できないという理由で本人の同意を得ずに、本人以外の申立権者が当該審判を申し立てた場合
- (4) 任意後見契約の締結後、本人について既に補助が開始されており、その補助を継続することが本人の利益のために特に必要である場合
- (5) 上記すべての場合について、任意後見監督人選任の審判をすることができない

#### 問15

次のうち、任意後見契約に関する説明として正しいものはどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

- (1) 任意後見契約は、受任者が公証人に後見事務の実施を委託する委任契約である。
- (2) 任意後見契約は、原則として公正証書で作成する必要があるが、公証人の認証を得られれば私署証書で作成することも可能である。
- (3) 任意後見契約と同時に財産管理委任契約を締結した場合、任意後見受任者は、任意後見を開始されるまでの間、財産管理委任契約に基づき、代理権を行使して本人の財産管理を行うことができる。
- (4) 任意後見契約の締結後、本人について後見開始の審判がなされた場合、任意後見契約は終了する。他方、任意後見人について後見開始の審判がなされた場合、任意後見契約は終了しない。
- (5) 本人または任意後見人が任意後見契約を解除したいとき、公証人の認証を受けた書面により、いつでも解除することができる。

#### 問16

次のうち、成年後見制度における法定後見と任意後見の比較に関する説明として正しいものはどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

- (1) 法定後見および任意後見はいずれも、家庭裁判所が後見人および監督人の人選を行う。
- (2) 法定後見および任意後見はいずれも、家庭裁判所に必要と認められた場合は監督人が選任されるが、不要と認められた場合は監督人は選任されない。
- (3) 法定後見では本人の死後事務を行うことが成年後見人等の法的義務となっているが、任意後見では死後事務委任契約を締結しているときのみ死後事務を行うことが法的義務となる。

- (4) 法定後見では権限付与の審判によって保佐人や補助人に同意権や取消権を付与することができるが、任意後見では権限付与の審判によって任意後見人に同意権や取消権を付与することはできない。
- (5) 法定後見および任意後見はいずれも、後見等が開始されると、欠格条項により本人は様々な資格や地位に就くことができなくなる。

#### 問17

次のうち、民事信託（家族信託）に関する説明として誤っているものはどれか。最も適切な選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

- (1) 民事信託において、財産を預ける人を「委託者」、財産を預かって管理等をする人を「受託者」、財産から利益を得る人を「受益者」と呼ぶ。
- (2) 「遺言信託（遺言による信託）」を利用すれば、自分が亡くなった後に信託を開始し、遺産を特定の人のために管理・運用させる仕組みを作ることができる。
- (3) 親なき後の対策の一つとして、知的障がいのある子を受託者とし、信頼できる親族等を受託者として財産を管理してもらう信託契約を結ぶことが可能である。
- (4) 委託者が認知症になり判断能力を完全に喪失した後では、原則として新たに信託契約を締結することはできない。
- (5) 民事信託を利用すれば、成年後見制度における身上保護に関する権限（同意権や取消権など）も受託者に付与することができる。

#### 問18

相続において、相続人が熟慮期間内（原則として〔① 〕以内）に、相続について〔② 〕をしなかったときは、〔③ 〕をしたものとみなされる。

①、②、③の空欄に当てはまる語句の組み合わせとして、最も適切な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

- (1) ①1ヵ月、 ②単純承認または相続放棄、 ③限定承認
- (2) ①1ヵ月、 ②限定承認または単純承認、 ③相続放棄
- (3) ①3ヵ月、 ②限定承認または相続放棄、 ③単純承認
- (4) ①3ヵ月、 ②単純承認または相続放棄、 ③限定承認
- (5) ①3ヵ月、 ②限定承認または単純承認、 ③相続放棄

## 問19

次のうち、対象者（高齢者、精神・知的障がい者等）に関する説明として誤っているものはどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

- (1) フレイルとは、高齢者が身体機能や認知機能の低下などにより、健康な状態と要介護状態の中間に位置している状態のことを言うが、適切な治療や予防を行うことで再び健康な状態に戻り得ると考えられている。
- (2) 精神障がい者とは、精神保健福祉法によると、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症などの精神疾患を有する者のことを言う。
- (3) 知的障害は、一般に20～30歳頃の青年期に現れるものであり、原則として知能指数（IQ）の数値が30以下である場合に知的障害と診断されることになる。
- (4) 発達障害は、発達障害者支援法において、主に自閉症、学習障害、注意欠如・多動症などを含むとされているが、通常これらの障害は先天的な脳機能の障害によって引き起こされる。
- (5) 高次脳機能障がいは、病気や事故による脳の損傷が原因で起こり、記憶力や注意力の低下、感情のコントロールが困難になるといった症状が現れる。

## 問20

次のうち、認知症に関する説明として誤っているものはどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【5点】

- (1) 日本で最も多い認知症のタイプは「アルツハイマー型認知症」であり、全体の約7割近くを占めている。
- (2) 「レビー小体型認知症」では、実際には存在しない人が見える幻視や、手が震えたり歩幅が狭くなったりするパーキンソン症状が現れるのが特徴である。
- (3) 「血管性認知症」は、脳梗塞や脳出血などが原因で起こるため、生活習慣病（高血圧や糖尿病など）を管理することで、発症や進行を予防する効果が期待できる。
- (4) 「前頭側頭型認知症」では、記憶力は比較的保たれているものの、社会のルールを無視した行動（万引き、勝手な行動など）や、同じ行動を繰り返すといった人格変化・行動障害が目立つのが特徴である。
- (5) 認知症の中核症状の一つである「実行機能障害」が進行すると、現在の年月日や季節、今自分がどこにいるのかといった状況把握が困難になる。

## 問21

次のうち、意思決定支援（「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づく意思決定支援）のあり方に関する説明として正しいものはどれか。最も適切な選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

- (1) 成年後見人等が本人の意思決定支援を行う際、成年被後見人については、常に意思決定能力がないものと判断すべきである。
- (2) 成年後見人等が本人に代わって代行決定を行うときは、本人が自ら意思決定できるように実行可能なあらゆる支援を尽くした後で、行うべきである。
- (3) 意思決定支援が尽くされても本人の意思決定や意思確認が困難な場合、成年後見人等は本人の意思推定を試みる前に、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行うべきである。
- (4) 成年後見人等が本人による意思決定を不合理だと判断した場合は、その意思決定能力が欠けていると直ちに判断し、代行決定に移行すべきである。
- (5) 成年後見人等が、本人にとっての最善の利益に基づいて代行決定を行う際は、本人の主観的利益・損失を排除し、客観的な視点のみに基づいて行うべきである。

## 問22

住宅セーフティネット制度は、高齢者、障がい者、低所得者などの〔① 〕が、安心して民間賃貸住宅に入居できるよう、空き家などを活用してセーフティネット住宅として登録する仕組みである。この制度において、都道府県等は、〔① 〕の入居を円滑にし、その住まいを支援する団体を〔② 〕として指定することができる。そして、〔② 〕の主な役割は、〔① 〕に対して、情報提供・相談、入居支援、生活支援、〔③ 〕などを行うことである。

①、②、③の空欄に当てはまる語句の組み合わせとして、最も適切な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

- (1) ①生活困窮要配慮者、 ②居住支援協議会、 ③家賃債務の保証
- (2) ①生活困窮要配慮者、 ②居住支援法人、 ③住宅の建設・賃貸
- (3) ①住宅確保要配慮者、 ②居住支援法人、 ③家賃債務の保証
- (4) ①住宅確保要配慮者、 ②居住支援法人、 ③住宅の建設・賃貸
- (5) ①住宅確保要配慮者、 ②居住支援協議会、 ③住宅の建設・賃貸

### 問23

次のうち、日本の障がい者施策に関する説明として誤っているものはどれか。最も適切な選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

- (1) 2024年4月に施行された改正障害者差別解消法により、行政機関だけでなく民間事業者においても、障がい者への「合理的配慮」の提供が法的義務となった。
- (2) 障害者総合支援法における「障がい者」の定義の中には、身体・知的・精神障がい者に加えて難病患者等も含まれる。
- (3) 障害福祉サービスの利用者負担は、原則として、サービスにかかった費用の1割であり、世帯の所得に応じて月ごとの上限額（負担上限月額）が設けられている。
- (4) 障害者虐待防止法における「障がい者」とは、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があり、障害者手帳を有している者を指す。
- (5) 障害者虐待防止法に基づき、養護者による障がい者虐待を発見した者は、市町村または都道府県に対して通報する義務を負う。

### 問24

次のうち、日本の福祉施策に関する説明として誤っているものはどれか。最も適切な選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

- (1) 社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が市町村の任意事業として2021年に創設された。
- (2) 成年後見制度利用支援事業は、主に、判断能力が不十分な者（本人）について、成年後見制度の申立てに必要な費用や成年後見人等の報酬費用を補助することを目的としている。
- (3) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）とは、判断能力が不十分な人が安心して地域で生活できるように、社会福祉協議会が福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等を支援する事業のことを指す。
- (4) 生活困窮者自立支援制度は、生活保護を受給している世帯を対象として、生活の自立に向けた支援を行う制度である。
- (5) 生活保護制度において、家賃にあたる費用は「住宅扶助」として保護費が支給されるが、地域や世帯人数によって支給される上限額（限度額）が決まっている。

以上